

日本近世の内水面漁業における禁漁場について

——琵琶湖を事例に——

Prohibition-of-Fishing Place in the Early Modern Biwako

鎌谷 かおる

KAMATANI Kaoru

要 旨

本稿は、日本近世の内水面漁業における禁漁場の実態把握について、主として琵琶湖を事例に検討したものである。筆者は近年、山野河海の生業を通して近世の支配や経済活動、地域秩序を捉え直す作業を、琵琶湖とその湖辺地域を素材におこなっている。とりわけ、琵琶湖を生業の場として利用していた漁師が、琵琶湖の「所有体系の有り様」をどのように認識していたかについて注目している。それを解明するためには、琵琶湖の支配がどのようにおこなわれていたか、また様々な立場（支配される側・幕府・領主）におけるそれへの理解を把握しておく必要がある。

そこで本稿では、琵琶湖の禁漁場を取り上げる。禁漁場とは様々な経緯によって漁業をすることを禁じられた場所である。禁漁場の多くは殺生禁断領域である。殺生禁断とは仏教の不殺生戒律の思想に基づいて漁業を禁止することを意味しており、琵琶湖の湖上におけるそうした寺社の権利を検討することは、琵琶湖の所有を考える上で重要である。

殺生禁断領域を含む禁漁場の問題を総合的に把握するためには、それに対する（１）漁民の理解と認識、（２）寺社の主張、（３）幕府・藩の認識の３点をそれぞれ解明する必要がある。今回はそれらの作業の前提として、まずは琵琶湖の禁漁場の把握と特徴について整理し、検討をおこなった。

【キーワード】 日本近世、琵琶湖、漁業、殺生禁断、所有

1. はじめに

本稿は、日本近世の内水面漁業における禁漁場について、主として琵琶湖を対象に、その実態を解明しようとするものである。筆者は近年、山野河海の生業を通して、近世の支配や経済活動、地域秩序を捉え直すという問題意識のもと、琵琶湖の生業とその秩序（生業を通じた社会秩序）の中で、琵琶湖の支配がどのように理解・認識され機能していたのかを、支配される側の理解・認識を通じて分析する作業をすすめている〔鎌谷 2011〕。それは、「所有体系の有り様」を実際にその空間を生業の場として利用していた人々がどのように認識していたのかを明らかにする作業でもある。

さて、琵琶湖の湖上支配は、幕府の湖水船奉行設置による支配と、彦根藩による独自の支配による二元的な性格を有していた。彦根藩の湖上支配のきっかけは、元和元年（1615）に藩主井伊直孝が徳川家康より近江国と淀川堤を鷹場として拝領したことにある。寛政期にはその範囲を琵琶湖全域の湖上に拡大し、湖上での鳥猟を管理すべく鳥札を義務化し、漁師による鳥猟を一括して支配するに至ったのである〔東 2003〕。この点において、湖辺に所領をもつ他の藩とは性格の異なる広域的な湖上支配を担っていたといえる。

そのような湖上支配がおこなわれる中で、琵琶湖を場とする生業、とりわけ漁業について、いかなる秩序が形成され社会関係が成り立っていたのであろうか。筆者はこれまで、琵琶湖の漁業権や争論の特徴を通じて近世琵琶湖の漁業社会について論じてきた〔鎌谷 2002、2011〕。その結果、争論が繰り返されることによって具体化していく漁業権が有つつも、その一方で連綿と繰り返される生業の中で緩やかにできた慣習や、近世以前の諸権力によって与えられた権限を根拠とする由緒の存在も漁師集団間によって認識され、かつそれが通用していたという複雑な社会であることがわかってきた。また、漁業争論の過程で、漁師が自身の居住する村が幕領か私領かという支配の違いや、藩による漁業争論への対応の仕方を認識し、なおかつそれを巧みに利用しようとする姿を見てとることができた。これらのことから、琵琶湖漁業を考える上で、由緒と支配の問題は、いま一度深く考察すべきものであるといえる。

そこで、これら二つの問題と関わるものとして、琵琶湖の「禁漁場」の存在に注目できる。琵琶湖の禁漁場は、様々な経緯によって漁業をすることを禁じられた場所である。その多くは、殺生禁断領域である。殺生禁断とは、仏教の不殺生戒律の思想に基づいて、ある一定の期間や場所での漁業を禁止したものである。そうであるならば、琵琶湖における禁漁場には、先にあげた二元的な湖上支配とは異なる寺社の権利があるということになる。禁漁場のあり方を検討することは、由緒および琵琶湖の湖上支配の枠組みを読み解く手がかりとなるはずである。

以上の問題意識に基づき、本稿では近世琵琶湖の禁漁場の問題を検討する。これを明らかにするためには、まず琵琶湖の禁漁場を把握し、その特徴を整理した上で、殺生禁断領域に対する、（１）漁民の理解と認識、（２）寺社の主張、（３）幕府・藩の認識、以上の三点を総合的に捉える必要があろう。そこで、本稿ではその手始めとして、琵琶湖の禁漁場について整理し、具体的な特徴について検討をおこなう。

2. 漁業と殺生禁断

本章では、殺生禁断と漁業の関係および研究史について概観する。

さて、日本における漁業の始まりは、遺物の出土からみて縄文時代にさかのぼることができる。しかし、実際にどのように漁業がおこなわれ、漁場が誰によって定められ、どのような集団を形成していたのかを知ることは難しい。実際に、漁業権について知ることもできる文献は奈良時代以降のことである。古代・中世の漁業に関する文献を紐解いてみると、当該期の漁業権は、殺生禁断と身分に附属する特権によって規定されていたことがうかがえる。中世の殺生禁断については、近年研究が多く蓄積されている〔永井 1993、1996、刈米 1994、1996、平 1997、2005、嘉田・橋本 2001、橋本 2010 など〕。それらによれば、日本において文献で確認できる最初の殺生禁断は、『続日本紀』天平9年（737）八月条の記事である。この年に流行した疫病が深く関係しており、平雅行氏は、当該期の殺生禁断が天変を除去する呪術効果を期待されて出されたものであると指摘している〔平 1997〕。また、『続日本紀』天平勝宝4年（752）正月条には、東

大寺の大仏開眼供養のために殺生禁断が行なわれ、漁師に対して「日別に粳二升」を支給していたことが記されている。これは、漁師の生業保障が国家によって、すでに行なわれていたという事実を示すものであると言える〔嘉田 橋本 2001〕。しかし、9世紀以降、殺生禁断は、次第に殺生罪業観に基づくものへと変化し、さらに公家や幕府に引き継がれ、積極的に実施され、殺生禁断の概念を寺社が領域支配をおこなうための手段として利用し始めることにもつながったようである〔平 2005、橋本 2010〕。また、橋本道範氏は、GIS（地理情報システム）を用いて寺院からの視界と殺生禁断領域との関係について検討をおこなっており、寺院からの視界の広がり具合が「寺辺」という領域設定に大きく影響を与えたことを指摘している。そして、寺辺の殺生禁断が寺院の僧侶らと狩猟者たちのとせめぎあいの中で形成された心理的景観であったという可能性を説いている〔橋本 2010〕。

以上のように、古代・中世における殺生禁断については研究蓄積があり、それぞれの時期において、殺生禁断が何のために行なわれ、諸権力のいかなる目的のために実施されていたのかが明らかとなっている。それと比較すると、近世における殺生禁断については、いまだ不明な点が多く、解明されていないことも多くあると言えよう。また、古代・中世における殺生禁断領域が、近世に至り、いかに性格が変化したのかを検討することも必要であるだろう。古代から近世における殺生禁断についての総合的な分析がいずれ必要となるが、まずは近世の状況把握が現段階での目的であるため、それは今後の課題としておく。

3. 琵琶湖の禁漁場と殺生禁断

1) 琵琶湖の禁漁場

さて、近世の琵琶湖には、何ヶ所の禁漁場が存在したのであろうか。それを知る手がかりとして、『滋賀県漁業沿革誌』を用いる。この史料は、明治22年の第3回内国勸業博覧会において閲覧することを目的に作成されたものである。内容は、近江国における各地の漁業概要（漁業の歴史・漁業権・慣習・近世における支配や年貢の状況・地理環境等）を記したものである。史料自体は近代に入ってから作成されたものであるが、近江国全域の漁業の状況について知ることができる点や、近代以前の状況についても詳細に記している点において、近世の漁業の実態を知ることのできる貴重な史料と言える。

『滋賀県漁業沿革誌』によれば、琵琶湖の禁漁場は、滋賀郡に9ヶ所・栗太郡に2ヶ所・犬上郡に2ヶ所・東浅井郡に1ヶ所・高嶋郡に3ヶ所存在していたことがわかる。それを表に整理したものが、「表1」である。『滋賀県漁業沿革誌』には、禁漁場の場所の他、罰則規定も記されている。この表を見てみると、琵琶湖の禁漁場は、（1）寺社領およびその地先、（2）城の付近、大きく二つに分類できることがわかる。以下、それぞれについて具体的に確認しておく。

（1）寺社領およびその地先

石山寺・延暦寺・園城寺・滋賀院・輪王寺の各領地については、基本的に地先は殺生禁断となっていたことがわかる。場所については、滋賀郡寺辺村のように横30間・南北およそ50間という形で具体的な範囲が示されているものもあれば、大津尾花川町・滋賀村・下坂本村・比叡辻村のように、地先全域が殺生禁断となっている村もある。ところで、雄琴村の輪王寺領では、明暦2年（1656）以降、輪王寺法親王の湯沐村となったことで殺生が禁じられている。ただしその際、毎年銀700匁が下付されており、生業保障がなされていたことがうかがえる。また、犬上郡古沢村で

表 1 近世琵琶湖の禁漁場一覧

郡	村名	所領	場所	罰則等
滋賀	寺辺村	石山寺領	横 30 間、南北凡 50 間殺生禁断	漁業は禁止／漁業をした場合、1ヶ月以上3年以下村内放逐／再犯の場合は訴訟
滋賀	膳所村	膳所藩領	膳所城郭壕および城下に接する湖面 100 間以内漁業禁止	藩主の遊漁のみ可能／漁業をした場合、閉門・謹慎・家禄の減少・家格を貶す（藩士）、科料金・手錠（百姓の場合）
滋賀	錦村	靈照院	木下浜の靈照院（東照宮を境内にまつているため）の周囲湖辺の漁業禁止	
滋賀	大津尾花川町	延暦寺領 園城寺領	延暦寺・園城寺領の浜での地引網の禁止	
滋賀	滋賀村	園城寺領	地先は殺生禁断	漁業をした場合、懲戒、1日以上の拘留
滋賀	下坂本村	延暦寺領	地先は殺生禁断	漁業をした場合、手錠／戸締／放逐
滋賀	比叡辻村	滋賀院領	地先は殺生禁断	漁業をした場合、手錠／戸締／放逐
滋賀	雄琴村	輪王寺領	明暦 2 年以降、輪王寺法親王の湯沐村となり殺生禁断	禁漁の代りに毎年銀 700 匁下付
滋賀	鶴川村		白鬚神社近くのため地先は、慶長年中より殺生禁断	漁業をした場合、漁具の没収・謝罪書
栗太			石山寺大門前～川中 10 間余放生地	漁業をした場合、漁具の没収
栗太			膳所城下 100 間内の漁業禁止	漁業をした場合、入獄
犬上			彦根城郭湖面の漁獵禁止	
犬上	古沢村		清涼寺前 元禄 7 年以降漁業停止	
東浅井	早崎村		竹生島 8 町以内は漁業禁止	漁業をした場合、謝罪 禁漁の由来は不明
高嶋	大溝村		内湖での漁業の禁止	
高嶋	麻生村	朽木氏領	麻生川での漁業の禁止	
高嶋			分部侯の治所の近辺は漁魚の停止	

『滋賀県漁業沿革誌』より作成

は、元禄 7 年（1694）以降、清涼寺前での漁業が禁止されている。そして、滋賀郡錦村では、木下浜の靈照院の境内に東照宮が祀ってあるという理由により漁業が禁止されている。これらのことから、寺社領や寺社領の地先であるからとはいえ、近世以前から全面的に殺生禁断が義務づけられていたのではなく、近世に入ってから定められるものや、あるいはそれと引き換えに生業保障がなされる場合などがあったことがわかる。

（2）城の付近

膳所藩領の膳所村では、城郭壕および城下に接する湖面 100 間以内の漁業が禁止されており、栗太郡においても同様である。また、犬上郡においても彦根城郭湖面の漁獵が禁止されている。禁止の理由については、城郭湖面の警備の都合上という理由が大きいと考えられる。それは、膳所城郭湖面の漁について藩主のみが可能であったという記述からも推測できるだろう。ちなみに、膳所城郭湖面での漁業についての罰則規定を見てみると、百姓の場合、科料金・手錠・入獄とある。また、藩士の場合、閉門・謹慎・家禄の減少・家格を乏すという罰則があったようである。百姓のみならず、膳所藩士でさえも魚を捕ることを禁じられていたのである。

2) 琵琶湖の禁漁場の特徴

次に、「表 1」をもとに、禁漁場の特徴を整理してみると、以下の四つについて注目できる。

（1）寺社領の禁漁場は「殺生禁断」であること

前述したように、寺社領地先については、基本的には「殺生禁断」という言葉を用いて、禁漁場

となっていたことがわかる。これは、寺社の領地であることを意識したものと思われる。ただし、殺生禁断のあり方に多少違いが見られる。これらについては、寺院側の史料を用いて、今後具体的に分析をすすめる予定である。

では、琵琶湖における殺生禁断は、「表1」以外には行なわれていなかったのだろうか。じつは、そうではない。例えば、『滋賀県漁業沿革誌』によれば、琵琶湖岸の長命寺の地先での漁業は、漁師自らの信仰心による漁業停止の慣習があったことも記されている。これらの事実が果たしてどの範囲（場所・期間）かを検討する必要はあるものの、この記述を通して、慣習による殺生禁断の存在があったことがわかる。また、それ以外には、期間限定の殺生禁断も行なわれていた。藩主およびその親族の死去や法事の期間中には、限定的にその所領の村々に殺生禁断の通達が廻されている。例えば、天保5年（1834）5月16日、彦根藩主井伊直中室の逝去に伴い、同日に各村へ通達がなされている。文言には「此度 親光院様御逝去ニ付、来廿七日迄獵留申渡候間、夫々不洩様急度申渡ス者也」とあることから、同月27日まで、すべての「獵」が禁じられていることがわかる〔東近江市 2012〕。このように、寺社領ではなくとも、期間限定の殺生禁断によって漁業ができないこともあったのである。

（2）罰則が比較的緩いこと

「表1」を見る限り、罰則の多くは手錠や放逐、あるいは漁具の没収や謝罪となっている。これらの罰則は、比較的緩いと言えるのではないだろうか。城郭の周辺の禁漁場はともかく、寺社領の地先での漁業は、幕府や寺社の定めた規則を破ったことのみならず、信仰心を否定する行為であると言える。また、この罰則について、幕府や藩、寺社は具体的にどのように関わっていたのだろうか。漁師の信仰心のあり方も含めて、今後検討していく必要があるだろう。

また、罰則に謝罪や科料金の支払いがあがっていることから、わかっているながら繰り返し法を犯す漁師の存在があったことが推測できる。また、禁止している側もそれを理解し、ある程度黙認していた可能性もあるだろう。このような状況が露呈し、漁業争論へと発展した事例もいくつか存在している。現在、そうした事例の史料を収集中である。

（3）禁漁の理由が不明な場所があること

『滋賀県漁業沿革誌』に記される禁漁場には、例えば高嶋郡大溝村の内湖での漁業禁止や、麻生村の麻生川での漁業禁止など、禁止理由の詳細が不明な禁漁場もある。これらの理由については現段階では不明である。筆者はこれまで、「禁漁場」自体に注目せず、漁業争論史料を広く収集してきた。しかし、視点をかえて史料を収集すれば、近世琵琶湖全域における様々な規模の禁漁場を把握することができるのではないかと改めて考えている。

（4）禁漁場の設定規模は場所によって異なること

「表1」を見る限り、禁漁場の設定規模はとくに決まっているとは言い難い。例えば、地先という表現で、具体的な長さが不明なものもあれば、何間という数値が具体的に示されているものもある。この点は、幕府・藩・寺社がそれぞれの「所有」をどのように理解していたのかという点にも関わってくるだろう。

4. おわりに

以上、本稿では、日本近世の内水面漁業における禁漁場をめぐる総合的な研究をする手始めとして、近世琵琶湖の禁漁場について、基本的特徴について整理をおこなった。

第2章では、漁業と殺生禁断との関係を軸に、研究史の整理をおこなった。古代・中世の殺生

禁断は、呪術効果を求められるものから、寺社の領域支配のための手段として利用されるように性格が変化していったことがわかった。では、近世の殺生禁断は、いかなる権力が作用し、いかなる目的のためにおこなわれるのであろうか。近世の殺生禁断についてはまだまだ不明な点が多い。今後、自身の研究によって進めていくことができると考えている。

第3章では、『滋賀県漁業沿革誌』の記述を手がかりに、琵琶湖の禁漁場について分析をおこなった。琵琶湖の禁漁場は、主として寺社が定めた寺社領およびその地先の殺生禁断領域と、城郭周辺のために藩によって定められた漁業禁止領域と、二つに分類することができる。また、それらの特徴を見てみると、一括りに殺生禁断といっても、その内容（時期設定・範囲・設定理由等）は様々であること、禁漁場ごとに罰則規定があり、その内容は比較的緩いことから、違反者の存在を想定できること、禁漁場の設定理由が不明な所があり、そこからまだ他にも様々な規模の禁漁場があった可能性があることなどを指摘した。

ただし本稿は、近世の殺生禁断を始めとする禁漁場の実態解明についての論点や課題を提示したに過ぎない。本研究は、まだ緒に就いたばかりである。冒頭で述べたように、これらを明らかにするためには、禁漁場および殺生禁断領域に対する、(1) 漁民の理解と認識、(2) 寺社の主張、(3) 幕府・藩の認識、以上の3点を総合的に捉える必要がある。今後は、これらの3点についてそれぞれ別稿を執筆する予定である。

参考文献

永井英治

1993 「中世における殺生禁断令の展開」『年報中世史研究』第18号

刈米一志

1994 「西大寺叡尊の殺生禁断活動について」『史潮』新35号

1996 「日本中世における殺生観と狩猟・漁撈の世界」『史潮』新40号

平雅行

1997 「殺生禁断の歴史的展開」『日本社会の史的構造 古代・中世』思文閣出版

2005 「殺生禁断と殺生罪業観」脇田晴子・マーチン コルカット・平雅行編『周縁文化と身分制』思文閣出版

嘉田由紀子 橋本道範

2001 「漁撈と環境保全—琵琶湖の殺生禁断と漁業権をめぐる心性の歴史から探る」『自然環境と環境文化』講座環境社会学三 有斐閣

橋本道範

2010 「寺辺殺生禁断試論—宗教的戒律のつくる景観」内山純蔵 カティ・リンドストロム編『水辺の多様性』昭和堂 東幸代

2003 「江戸時代における琵琶湖の鳥猟について」西川幸治『環琵琶湖地域論』思文閣出版

鎌谷かおる

2002 「近世琵琶湖における堅田の漁業権」『ヒストリア』第181号

2011 「日本近世における山野河海の生業と所有一琵琶湖の漁業権を事例に一」『ヒストリア』第229号 大阪歴史学会